

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年3月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,458

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	865.2	76.3			
2日	863.5	75.8			
3日	859.7	75.7			
4日	863.7	76.2			
5日	863.1	77.0			
6日	864.1	77.4			
7日	865.0	76.8			
8日	865.4	77.3			
9日	867.8	77.1			
10日	865.6	77.3			
11日	864.4	76.7			
12日	863.7	76.4			
13日	862.9	76.7			
14日	871.3	77.1			
15日	861.6	76.8			
16日	864.3	77.0			
17日	863.2	76.7			
18日	867.0	76.9			
19日	865.7	77.0			
20日	865.8	78.0			
21日	859.3	77.9			
22日	861.5	77.4			
23日	865.6	77.7			
24日	866.0	77.5			
25日	861.0	77.4			
26日	862.1	77.7			
27日	859.5	77.4			
28日	運転→停止				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年2月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,274

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 備考2)		
1日	停止→運転				
2日	865.1	75.5			
3日	865.7	75.0			
4日	862.7	74.7			
5日	860.9	74.8			
6日	860.7	75.0			
7日	運転→停止→運転				
8日	865.9	74.8			
9日	863.6	75.3			
10日	863.1	75.7			
11日	862.2	79.9			
12日	863.3	81.2			
13日	862.4	79.5			
14日	862.4	75.8			
15日	868.3	75.7			
16日	864.0	75.0			
17日	863.5	75.3			
18日	860.3	75.4			
19日	866.7	75.7			
20日	830.0	72.9			
21日	運転→停止				
22日	停止→運転				
23日	863.8	75.0			
24日	863.9	75.3			
25日	864.9	76.0			
26日	862.0	76.0			
27日	865.6	76.4			
28日	862.4	76.2			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年1月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,191

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 -----備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止中			
8日		停止→運転			
9日	863.0	77.0			
10日	861.0	76.0			
11日	863.0	76.0			
12日	860.0	75.0			
13日	866.0	76.0			
14日	864.0	76.0			
15日	860.0	76.0			
16日	862.0	83.0			
17日	865.0	83.0			
18日	863.0	81.0			
19日	867.0	74.0			
20日	868.0	74.0			
21日	867.0	73.0			
22日	870.0	74.0			
23日	861.0	74.0			
24日	861.0	74.0			
25日	864.0	75.0			
26日	863.0	75.0			
27日	862.0	75.0			
28日	863.0	76.0			
29日	868.0	75.0			
30日	864.0	78.0			
31日		運転→停止			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を測ることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年12月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,497

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	867.1	76.5			
2日	862.7	76.6			
3日	864.7	77.1			
4日	868.4	77.1			
5日	866.2	76.9			
6日	863.6	77.6			
7日	862.5	82.6			
8日	863.0	81.5			
9日	862.3	80.8			
10日	864.8	76.8			
11日	861.3	76.9			
12日	864.7	76.7			
13日	865.8	76.6			
14日	861.3	76.5			
15日	865.6	77.0			
16日	858.4	77.0			
17日	861.5	77.0			
18日	863.8	77.2			
19日	862.2	77.4			
20日	860.4	77.1			
21日	859.1	76.8			
22日	856.8	76.9			
23日	861.2	77.2			
24日	861.7	77.1			
25日	867.4	77.6			
26日	863.6	77.6			
27日	864.3	77.3			
28日	860.8	77.2			
29日	運転→停止				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年11月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,571

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- 備考2		
1日	858.8	74.7			
2日	856.8	74.7			
3日	854.0	75.6			
4日	862.3	80.6			
5日	860.0	80.0			
6日	859.1	80.7			
7日	862.9	80.8			
8日	862.7	76.2			
9日	866.4	76.3			
10日	866.3	76.0			
11日	868.0	76.3			
12日	862.7	76.8			
13日	866.0	81.9			
14日	859.5	81.9			
15日	865.7	81.6			
16日	865.8	76.5			
17日	863.2	76.6			
18日	861.2	76.5			
19日	863.8	76.4			
20日	863.3	77.1			
21日	856.2	81.6			
22日	860.6	80.9			
23日	861.6	75.9			
24日	866.2	75.9			
25日	863.9	76.3			
26日	859.8	76.9			
27日	862.5	82.6			
28日	864.6	81.8			
29日	862.2	76.6			
30日	862.1	76.3			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年10月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,578

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 -----備考2		
1日	停止→運転				
2日	862.8	83.4			
3日	862.1	82.9			
4日	864.6	77.4			
5日	857.9	77.4			
6日	859.9	78.0			
7日	857.9	77.9			
8日	862.3	77.7			
9日	863.0	78.3			
10日	864.9	82.9			
11日	866.8	82.5			
12日	863.5	77.7			
13日	857.7	77.2			
14日	870.5	77.7			
15日	859.0	78.1			
16日	858.7	78.5			
17日	866.9	77.0			
18日	861.5	74.3			
19日	863.5	81.0			
20日	863.3	80.6			
21日	860.0	74.8			
22日	856.4	74.6			
23日	858.8	74.3			
24日	862.6	74.3			
25日	861.9	74.6			
26日	870.1	75.0			
27日	863.0	75.0			
28日	861.0	74.8			
29日	859.4	74.6			
30日	857.6	74.5			
31日	860.3	74.8			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年9月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,427

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	858.5	77.3			
2日	856.8	76.8			
3日	運転→停止				
4日	停止中				
5日	停止中				
6日	停止→運転				
7日	866.5	77.8			
8日	861.1	77.8			
9日	864.3	78.1			
10日	862.7	78.5			
11日	862.9	77.9			
12日	867.4	78.3			
13日	859.9	78.1			
14日	858.3	78.1			
15日	867.6	78.9			
16日	868.5	83.4			
17日	865.2	83.1			
18日	862.2	82.5			
19日	870.1	78.0			
20日	860.6	78.2			
21日	861.0	78.4			
22日	862.0	78.7			
23日	859.7	78.8			
24日	859.5	79.2			
25日	861.0	79.3			
26日	857.5	78.9			
27日	875.3	78.6			
28日	863.8	76.9			
29日	864.0	77.4			
30日	運転→停止				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年8月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,566

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】	【基準: 200°C以下】	【基準: 100ppm以下】		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	856.8	76.3			
2日	861.4	83.1			
3日	856.8	82.9			
4日	863.3	82.8			
5日	858.5	75.9			
6日	859.8	76.3			
7日	863.5	75.7			
8日		運転→停止			
9日		停止→運転			
10日	870.5	76.5			
11日	861.2	75.9			
12日	857.2	75.8			
13日	857.8	75.5			
14日	861.5	76.0			
15日	859.2	77.3			
16日	860.5	83.3			
17日	860.7	83.8			
18日	861.5	83.8			
19日	860.7	83.2			
20日	867.9	76.7			
21日	867.7	76.7			
22日	862.7	77.0			
23日	857.3	77.0			
24日	861.7	77.1			
25日	862.7	77.0			
26日	861.4	76.7			
27日	861.3	77.6			
28日	860.1	82.3			
29日	858.5	82.1			
30日	862.8	81.9			
31日	867.5	77.6			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を測ることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年7月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,535

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	863.5	79.8			
2日	858.2	77.6			
3日	857.8	79.9			
4日	858.1	81.8			
5日	859.8	82.3			
6日	859.3	83.1			
7日	運転→停止				
8日	停止中				
9日	停止→運転				
10日	864.1	74.6			
11日	868.3	74.9			
12日	865.9	75.2			
13日	858.4	79.4			
14日	864.7	81.6			
15日	863.6	75.1			
16日	861.0	75.9			
17日	861.9	75.8			
18日	858.7	76.1			
19日	859.7	76.0			
20日	857.2	76.2			
21日	862.3	80.2			
22日	865.7	83.1			
23日	859.4	82.9			
24日	861.6	79.0			
25日	862.7	75.6			
26日	866.1	75.4			
27日	862.6	75.5			
28日	866.8	75.6			
29日	868.1	75.6			
30日	861.2	75.6			
31日	854.7	75.3			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年6月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	4

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- 備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止中			
8日		停止中			
9日		停止中			
10日		停止中			
11日		停止中			
12日		停止中			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止中			
17日		停止中			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止中			
24日		停止中			
25日		停止中			
26日		停止中			
27日		停止中			
28日		停止中			
29日		停止中			
30日		停止→運転			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年5月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,108

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	862.0	75.3			
2日	865.7	75.6			
3日	867.3	75.6			
4日	868.5	75.5			
5日	857.3	75.2			
6日	857.3	75.7			
7日	856.4	75.8			
8日	856.5	76.0			
9日	856.7	75.9			
10日	869.6	76.2			
11日	865.0	76.2			
12日	862.8	76.0			
13日	867.6	76.4			
14日	866.4	76.0			
15日	868.0	76.3			
16日	864.1	76.1			
17日	866.5	76.3			
18日	862.2	76.5			
19日	864.7	76.9			
20日	858.5	78.0			
21日	856.9	79.6			
22日	運転→停止				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2018年4月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,414

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	863.1	75.9			
2日	867.9	75.8			
3日	863.8	76.1			
4日	863.7	76.8			
5日	860.8	77.1			
6日	862.6	77.4			
7日	861.3	76.2			
8日	863.9	73.7			
9日	858.9	73.4			
10日	853.8	73.9			
11日	862.6	73.9			
12日	865.2	74.0			
13日	858.6	76.7			
14日	863.9	79.2			
15日	866.7	81.2			
16日	864.4	78.5			
17日	857.3	77.0			
18日	運転→停止				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止→運転				
22日	866.4	74.7			
23日	863.2	74.3			
24日	866.1	74.6			
25日	865.7	80.3			
26日	863.9	74.5			
27日	862.3	74.3			
28日	865.5	74.0			
29日	869.9	74.9			
30日	862.4	75.1			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。